

諮問第 54 号

兵庫県環境審議会

千苧水源池に係る環境基準（全りん）について（諮問）

平成 29 年兵庫県告示第 218 号で延長した千苧水源池に係る環境基準（全りん）について、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項の規定により諮問します。

令和 3 年 9 月 16 日

兵庫県知事 齋藤元彦



（諮問理由）

千苧水源池については、利水目的を勘案し、平成 14 年 4 月に全りに係る環境基準の水域類型（湖沼Ⅱ類型）の指定を行い、平成 17 年度を目標年度とする暫定目標（0.019mg/l）の設定を行った。その後、この暫定目標の目標年度を平成 22 年度、平成 27 年度、平成 32 年度に改めた。

千苧水源池の全りん濃度は、過去には暫定目標を達成する年度（平成 14 年度、平成 17 年度、平成 19 年度、令和元年度）もあったが、環境基準はこれまで達成していない。

この暫定目標の目標年度が到来したことから、千苧水源池に係る環境基準（全りん）について意見を求める。